

議案第28号

四條畷市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市職員定数条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

くすのき広域連合の解散に伴い、令和6年度から介護保険法及び同法施行令に基づく事務を分掌することに加え、組織機構や職員の任用形態の変化を踏まえて、職員定数の見直しを行いたく、本案を提案した。

四條畷市職員定数条例の一部を改正する条例

四條畷市職員定数条例（昭和24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「306人」を「320人」に改め、同条第7号中「75人」を「69人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。